

(R5. 12. 5)

島根県土木総務課建設産業対策室 高橋・奥村
TEL:0852-22-6429 FAX:0852-22-5782

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株)タクマ 大臣 第6129号	南條 博昭	兵庫県尼崎市金楽寺町 2 - 2 - 33	令和5年12月5日から 令和6年 1月4日まで (1ヵ月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

(株)タクマは、東京二十三区清掃一部事務組合より受託していた同組合葛飾清掃工場の設備保守管理業務にて、作業員が負傷(右腕欠損)する事故を発生させた。

このことにより、同社は、労働安全衛生法第20条違反の疑いで書類送検(令和4年9月21日向島労働基準監督署)され、その後、起訴(令和5年8月10日東京区検察庁)及び罰金刑の略式命令(同年8月29日東京簡易裁判所)を受けたことが判明した。

4. 指名停止措置理由等

(株)タクマが、労働安全衛生法第20条違反により起訴及び罰金刑の略式命令を受けたことは「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第2第9号に該当する。

なお、指名停止措置の期間1ヵ月とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等及び維持修繕業務等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1ヵ月以上9ヵ月以内